

1 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格

この制限付き一般競争入札（以下「本競争入札」という。）に参加する者は、次に掲げる要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6・7 年度物件等競争入札参加資格（営業種目コードが情報処理業務のうち、区分「システム・プログラム開発」、「システム運用保守」、「電算処理」の全て）を有する者であること。
- (3) 本競争入札の公告日から開札日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 当該制限付き一般競争入札に参加しようとする他の者の間に、次のいずれかに該当する関係がない者
 - ア 一方の法人等の代表者（個人事業主を含む。）が、他方の法人等の代表者を現に兼ねている場合
 - イ 組合等（共同企業体を含む。）と当該組合等の構成員
- (7) 次の要件を満たす者であること。
 - ア 人口が 30 万人以上の自治体において、本競争入札と同様の業務の履行実績があること。
 - イ 固定資産税システム（標準準拠システム）との連携実績があること（令和 7 年度稼働予定も含む。）。
 - ウ 本競争入札に係る契約を締結し、かつ業務を遂行する能力を有する者であること。

2 関係書類の交付

- (1) 本市が本競争入札へ参加しようとする者（以下「競争入札参加希望者」という。）へ交付する書類は、別表 1 のとおりとする。
- (2) 本市は、(1)の書類を資産税課ホームページに掲載することで競争入札参加希望者へ交付する。

3 質疑回答

- (1) 質疑（書類の記載方法等簡易なもの除く。）がある場合は、書面をもって質疑することができる。
- (2) (1)の質疑をしようとする者は、質疑書（様式第 4 号）に質疑事項を記載したものを提出する。

- (3) (2)の質疑書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ又は電子メール（送信後、提出者は、14の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和7年5月27日（火）
提出先	14と同じ

- (4) 本市は、質疑に対する回答を令和7年6月2日（月）までに資産税課ホームページに掲載する。

- (5) 質疑回答の取扱

電話による質疑等は受付しない。

4 競争入札の参加資格審査の申請

- (1) 競争入札参加希望者は、本市の競争入札参加資格審査を受けなければならない。
- (2) (1)の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表2に定める書類を提出する。
- (3) 申請書類の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）又は持参（土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時の間を除く。）
提出期限	令和7年6月5日（木）（必着）
提出先	14と同じ

- (4) (3)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

ア 申請書類が封筒に入れられており、かつ、当該封筒が封かんされていること。

イ 申請書類が入れられた封筒の表に業務名（登記課税連携システム導入等業務委託）、申請者の住所（所在地）及び氏名（法人にあっては名称及び入札する権限を有する者の職名及び氏名とする。以下同じ。）並びに「申請書類在中」及び「親展」の文字が明記されていること（別図1）。

5 競争入札参加資格審査及び結果通知

- (1) 本市は、申請者に対する4(1)の審査の結果について、当該申請者へ令和7年6月10日（火）にファクシミリで通知する。
- (2) 本市から競争入札参加資格を有さない旨の通知を受けた者は、その理由について文書をもって令和7年6月13日（金）までに資産税課に説明を求めることができる。

6 競争入札の参加

- (1) 本市から競争入札参加資格を有する旨の通知を受けた者（以下「有資格者」という。）は、本競争入札への参加をすることができる。
- (2) (1)の参加をしようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書を提出する。
- ※ 入札参加者の押印を省略する場合は、入札書に「本件責任者（入札書の発行部門の責任者）及び本件担当者（入札書等を提出する者等。責任者と同一でも可能とする。）」の氏名（フルネーム）及び連絡先を必ず記載すること。
- ※ 入札参加者が入札書に押印する場合は、代表者印を押印すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 20 条に該当する入札は無効とする。
- (5) 入札書の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送。ただし、やむを得ない事情がある場合は、入札書提出期限日に限り、本市に連絡の上、持参を認める場合がある。
提出期限	令和 7 年 6 月 16 日（月）（必着）
提出先	14 と同じ

- (6) (5)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。
- ア 入札書を封筒に入れ封かんし、当該封筒（以下「内封筒」という。）の表には、業務名及び入札者の氏名並びに「入札書在中」の文字を明記すること。なお、内封筒に業務名又は入札者の氏名の記載のないものについては、開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。また、入札書が内封筒に入れられていないとき又は内封筒が封かんされていないときは、当該入札は失格とする。（別図 2）
- イ 郵送に当たっては、アにより入札書を入れ封かんした内封筒を封筒に入れ封かんし、当該封筒には、業務名及び入札者の住所（所在地）、氏名並びに「入札書類在中」及び「親展」の文字を明記するものとする。（別図 2）

7 入札執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時
令和 7 年 6 月 17 日（火） 午前 10 時 00 分
- (2) 開札場所
高知市本町五丁目 1 番 45 号
高知市役所本庁舎 3 階 契約課入札室
- (3) 落札者の決定
- ア 開札の結果、予定価格の範囲内で一番低い金額で入札した者を落札者とする。ただし、無効である入札をした者を除く。
- イ 予定価格の範囲内で一番低い金額で入札した者が、入札書の押印を省略している場合は、入札書に記載された「本件責任者」及び「本件担当者」の在籍確認を行った上で、落札決定を行い、在籍確認ができなかった場合、その入札書は無効とする。
- ウ 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、本競争入札の事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引くものとする。
- (4) 開札時の立会
入札参加者のうち立会を希望する者又は本競争入札の事務に関係のない本市職員の立会のもと開札するものとする。
- (5) 入札保証金
入札保証金は、高知市契約規則第 8 条第 2 号の規定により免除とする。

8 競争入札の辞退

- (1) 有資格者は、本競争入札への参加を辞退することができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届を提出する。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ又は電子メール（送信後、提出者は、14 の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	令和 7 年 6 月 16 日（月）
提出先	14 と同じ

9 入札の無効

入札が次のいずれかに該当するときは、当該入札は無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有さない者によって提出されたとき。
- (2) 入札書が提出期限までに到着しないとき。
- (3) 入札書に記載された入札金額が訂正されているとき。
- (4) 入札書の氏名その他重要な文字及び印鑑が誤脱（押印省略を除く。）し、又は不明なとき。
- (5) 所定の入札書以外の入札書を使用して入札を行ったとき。
- (6) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記用具により入札書に記入したとき。
- (7) その他入札の条件に違反したとき。

10 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に契約を締結すること。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消す。
 - ア 代表者又は役員等が暴力団排除規則第 5 条に規定する排除措置対象者に該当することが判明したとき。
 - イ 本市から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 入札参加者の資格に該当しなくなったとき。
 - エ 本市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をしたとき。
- (3) 契約保証金は、高知市契約規則第 39 条第 4 号の規定により免除とする。
- (4) 本案件は、電子契約が可能であるため、希望する場合は、落札決定以降直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールにより資産税課に提出してください。（※別記様式「電子契約利用承諾書」：契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について）

11 費用の負担

本競争入札及び契約に要する費用は、全て入札参加者及び落札者の負担とする。

12 支払条件

本業務は令和 7 年度から令和 13 年度までの令和 7 年度予算及び債務負担行為に基づき契約を行うものであり、業務期間内における各年度の支出額は、当該債務負担行為に係る予算の範囲内において落札者と協議の上、決定するものとする。

13 個人情報の取扱い

当該業務委託は本市保有個人情報取扱業務であり、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。(※『別記「個人情報取扱特記事項」』：高知市広聴広報課ホームページ参照)

14 担当部署

〒780-8571 高知県高知市本町五丁目1番45号

高知市財務部資産税課 担当：野口

電話番号：088-823-9426 F A X 番号：088-823-9037

電子メール：kc-051000@city.kochi.lg.jp

登記課税連携システム導入等業務委託 日程一覧（予定）

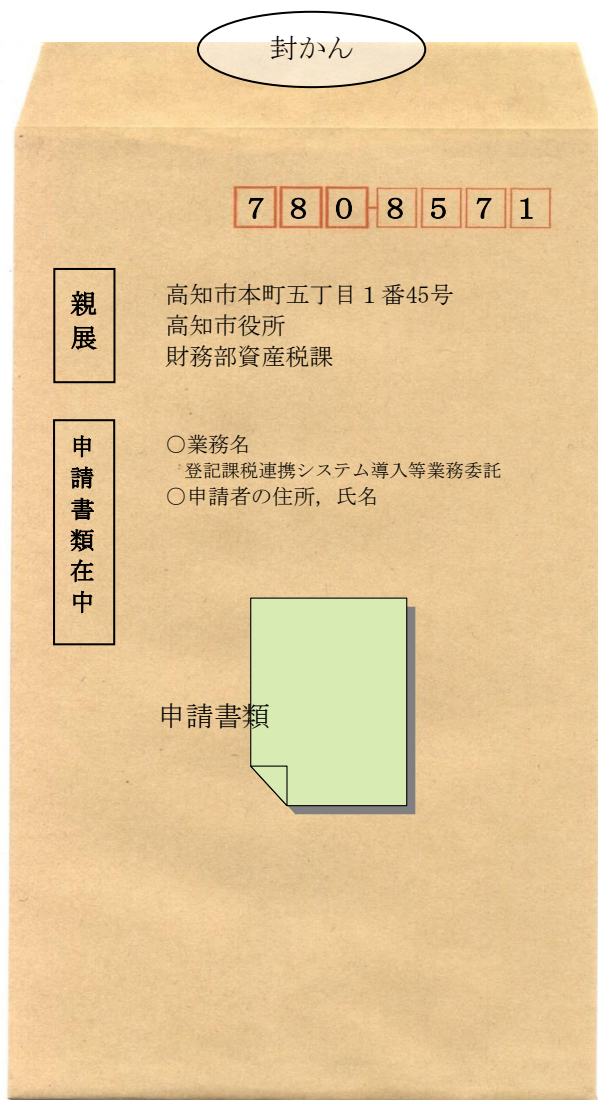
- 令和7年5月21日（水） 公告
- 令和7年5月27日（火） 質疑書提出期限
- 令和7年6月2日（月） 質疑回答
- 令和7年6月5日（木） 申請書類提出期限
- 令和7年6月10日（火） 競争入札参加資格通知
- 令和7年6月16日（月） 入札書提出期限
- 令和7年6月17日（火） 入札執行
- 令和7年6月26日（木） 契約締結期限

別表 1 関係書類

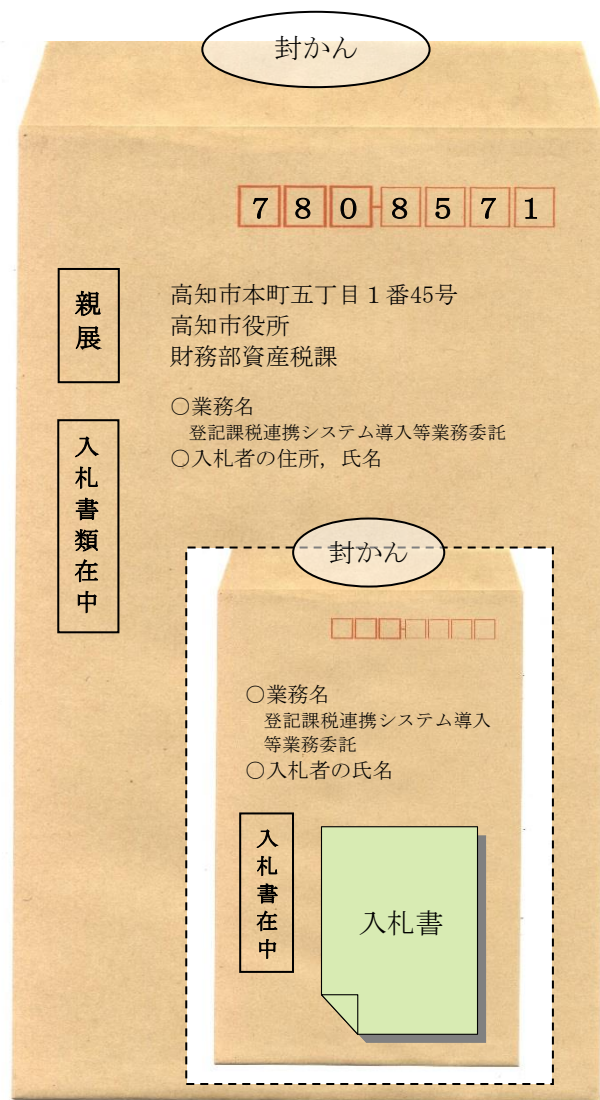
番号	書類の名称	様式
1	登記課税連携システム導入等業務委託仕様書	
2	制限付き一般競争入札参加資格審査申請書	様式第 1 号
3	参加資格要件確認書	様式第 2 号
4	業務実績調書	様式第 3 号
5	質疑書	様式第 4 号
6	業務委託入札書	様式第 5 号
7	辞退届	様式第 6 号

別表 2 申請書類

番号	名称	作成要領
1	制限付き一般競争入札参加資格審査申請書	様式第 1 号に必要事項を記載したもの
2	参加資格要件確認書	様式第 2 号に必要事項を記載したもの なお、記入の際には、所在地、商号（名称）、 代表者職氏名を明記すること。
3	業務実績調書	様式第 3 号に必要事項を記載したもの



別図1 申請書類封入封筒
(令和7年6月5日(木)必着)



別図2 入札書類封入封筒
(令和7年6月16日(月)必着)